

ステージカー使用規約

第1条 （目的）

本規約は、サンコー・コミュニケーションズ株式会社（以下「甲」という。）が提供するステージカー等の使用サービス（以下「本サービス」という。）に関し、甲とご依頼主様（以下「乙」という。）との間の契約内容を定めるものである。

第2条 （本サービスの内容）

- 1 甲は、次条以下に定める条件により、乙に対し、甲が管理するステージカー及び付帯設備（音響・照明・看板・発電機等）音響機器等（以下「本件ステージカー等」という。）の使用を許可する。
- 2 本サービスにおける本件ステージカー等対象車両及び音響機器等の仕様、数量、使用期間、使用料の額、支払期限及び支払方法その他必要事項については、次条により成立する契約内容に従う。

第3条 （申込み）

- 1 乙が本サービスの使用を希望する場合、甲に対し、乙が使用を希望する対象車両及び音響機器等の仕様、数量、使用期間その他甲の定める事項を記載した電子メールを送信し、又は電話でこれらの事項を通知することにより、本サービスの申込みを行う。
- 2 甲が前項の申込みを確認し、乙に対し、前項の事項を元に作成した見積書を書面又は電子メールにより送付し、乙がこれを承諾した時点で、甲乙間で本規約を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立する。
- 3 本規約に関して甲から乙に対して送付された書面が、乙が第1項の申込み時に甲に届け出た住所又は本店所在地宛てに差し出されたにもかかわらず、これが到達しないときは、当該書面は、発信後3日経過した日に乙に到達したものとみなす。

第4条 （甲の義務）

甲は、本件ステージカー等を使用期間開始日までに使用場所へ移動させるものとする。ただし、交通事情その他やむを得ない事由による遅延が生じた場合、甲は、乙に対して責任を負わないものとする。

第5条 （乙の義務）

- 1 乙は、本件ステージカー等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 2 乙は、以下の各号に定める行為をしてならない。
 - ① 本件ステージカー等を公演以外の目的のために使用すること
 - ② 本件ステージカー等の使用場所を、甲の事前の書面による承諾を得ずに変更すること
 - ③ 本件ステージカー等の現状を、甲の事前の書面による承諾を得ずに変更すること
 - ④ 本件ステージカー等を第三者に使用させること
- 3 甲は、必要があると認める場合には、使用期間中であっても、本件ステージカー等の点検を実施することができ、乙はこれに協力する。

第6条 （使用料の支払）

本件ステージカー等の使用料の支払時期は、利用月の翌月末とし、支払方法については、甲が指定する銀行口座へ振り込むものとする。

第7条 （キャンセル）

乙は、本件ステージカー等の使用期間開始日前に本サービスのキャンセルをする場合、甲に対し、以下に定めるキャンセル料を支払う。なお、本件ステージカー等の使用期間後においては、本件ステージカー等の使用の有無を問わず、使用料全額を支払わなければならない。

- ① 使用期間開始日の2日前以降 ： 使用料の100%
- ② 使用期間開始日の6日前から3日前まで ： 使用料の80%
- ③ 使用期間開始日の30日前から7日前まで ： 使用料の50%

第8条 （本サービス提供の中止）

甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、乙の承諾を得ることなく、本サービスの提供を中止することができ、乙に対して何ら責任を負わないものとする。

- ① 火災、停電、天災、感染症の拡大その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- ② 乙又は乙の関係者が、甲又は甲の関係者に対し、暴力、脅迫、威圧的言動、侮辱、誹謗中傷、人格否定等のハラスメント行為を行い、業務に著しい障害を生じさせた場合

③ その他、甲が合理的な理由により本サービスの提供が困難と判断した場合

2 前項第2号の場合、甲は、受領済みの使用料を返金する義務を負わないものとし、乙は、本件ステージカー等の使用の有無にかかわらず、未払いの使用料の全額を支払う義務を負うものとする。

第9条 （通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、速やかにその旨を書面又は電子メールにより通知しなければならない。

- ① 法人の名称又は商号を変更したとき
- ② 振込先指定口座を変更したとき
- ③ 代表者を変更したとき
- ④ 本店、主たる事業所の所在地又は住所を変更したとき

第10条 （契約期間）

本契約は、使用期間満了をもって終了する。ただし、本条、第12条ないし第19条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

第11条 （解除）

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

- ① 本契約の一つにでも違反したとき
- ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- ⑤ 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑥ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

- ⑦ その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

第12条 （使用の終了）

- 1 乙は、使用期間満了をもって、本件ステージカー等の使用を終了しなければならない。
- 2 乙が前項の義務を怠った場合、乙は、使用期間満了日の翌日から使用終了に至るまで、使用料の倍額相当額の損害金を甲に支払い、かつ、義務履行の遅延により甲が被った損害を賠償しなければならない。

第13条 （損害賠償責任）

- 1 乙又は乙の関係者の行為により本件ステージカー等に損傷が発生した場合、乙は、甲に対し、本件ステージカー等の修理費用及び修理期間中の使用料相当額を支払う。
- 2 前項のほか、乙又は乙の関係者の行為により甲又は第三者に損害が発生した場合、乙は、甲又は当該第三者に対し、その損害（弁護士費用等の実費を含むが、これらに限られない。）の請求ができるものとする。また、これらの事由によって甲が第三者より法的請求を受けた場合、甲は、乙に対し、これによって生じた損害（甲が第三者に対して負担した損害賠償金、弁護士費用等の実費を含むが、これらに限られない。）の請求ができるものとする。
- 3 甲に故意又は重大な過失がある場合を除き、本契約に基づき甲が乙に対して負担する損害賠償責任は、乙が甲に対して支払済みの使用料額を上限とする。

第14条 （遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第15条 （反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと

- ③ 反社会的勢力が実質的に経営に関与していないこと
- ④ 反社会的勢力を利用していないこと
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- ⑥ その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- ⑦ 将来に渡って第1号ないし第6号に該当しないこと
- ⑧ 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いないこと

2 甲又は乙の一方について、前項第1号ないし第6号の確約に反する事実が判明した場合又は同第7号もしくは第8号に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された当事者に損害が生じて、解除した当事者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、解除された当事者は、その損害を賠償するものとする。

第16条 （権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、予め相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利、義務又は財産の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第17条 （準拠法）

本規約及び本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第18条 （協議解決）

本規約もしくは本契約に定めのない事項、又は本規約もしくは本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第19条 （合意管轄）

甲及び乙は、本規約又は本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、熊本簡易裁判所又は熊本地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上